

■ 総則

第1条 富山県アンサンブルコンテストは、各地区大会より推薦された富山県学校吹奏楽連盟加盟団体に属するチームが参加して実施する。各地区大会より推薦されるチーム数は、第1条補足のとおりとする。

第2条 実施会場・日時は、富山県学校吹奏楽連盟常任理事会でこれを決める。

■ 実施部門および人員

第3条 実施部門を次の通りとし、参加チームは所属する部門で参加するものとする。

- (1) 小学生部門 (2) 中学生部門 (3) 高等学校部門
- (4) 大学部門 (5) 職場・一般部門

第4条 各チーム（アンサンブル）の編成は3名以上8名までとする。

■ 資格

第5条

1 各部門の参加資格は次のとおりとする。ただし、同一人が二つのチームに重複して出場することは認めない。なお、年齢については問わない。

(1) 小学生部門

構成メンバーは同一小学校、地域バンド等、または複数チーム混合の団体（以下、合同バンド）に在籍している小学生とする。参加形態は第5条1項(1)(2)補足のとおりとする。

(2) 中学生部門

構成メンバーは同一中学校、地域バンド等、または合同バンドに在籍している生徒とする。（同一経営の学園内、または同一団体の小学生の参加は認める。）参加形態は第5条1項(1)(2)補足のとおりとする。

(3) 高等学校部門

構成メンバーは同一高等学校に在籍している生徒とする。（同一経営の学園内小学生・中学生の参加は認める）。高等学校の統廃合に関わる場合は、第5条1項(3)補足のとおりとする。

(4) 大学部門

構成メンバーは同一の大学に在籍している学生（大学院生を含む）とする。ただし、管楽器・打楽器・コントラバス専攻学生の参加は認めない。

(5) 職場・一般部門

構成メンバーは当該団体の団員とする。団体・団員の詳細は第5条1項(5)補足のとおりとする。

2 その他、第5条1項(1)(2)補足②③に該当しない団体の参加については、富山県学校吹奏楽連盟でこれを検討し、参加の可否を決定する。

第6条 当該年度に富山県吹奏楽コンクールに出場した団体については、富山県吹奏楽コンクールに出場していないメンバーも含めて、すべてのメンバーが同じ団体にて出場しなければならない。なお、職場・一般部門についてはその限りではない。

第7条 参加団体の資格に疑義があるときは、出場を停止または入賞を取り消すことがある。

■ 演奏・審査

第8条 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器・コントラバスによるものとする。ただし、コントラバスのみによる編成及びリコーダーの使用は認めない。

- (1) 同一パートを2名以上の奏者で演奏することは認めない。
- (2) 独立した指揮者は認めない。
- (3) 参加チームは、全パートの記入された総譜（スコア）を大会事務局から要請があった場合、提示しなければならない。

第9条 出場チームは自由曲1曲を演奏して審査を受けるものとする。組曲も1曲とみなす。演奏曲は地区大会で演奏したものとする。

著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けねばならない。この許諾を受けないでコンテストに出場することは認めない。著作権について申請に疑義のあるときは、出場を停止または入賞を取り消すことがある。（第9条補足参照）

第10条 演奏時間は5分以内とする。演奏時間とは演奏開始から演奏終了までをいう。演奏時間が超過した場合は失格とする。

第11条 審査員は常任理事会で選出し、これを会長が委嘱する。

第12条 表彰は部門ごとに金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。

■ 県代表

第13条 北陸アンサンブルコンテストに県代表として推薦するチーム数は、北陸吹奏楽連盟の規定による。また、中部日本個人・重奏コンテスト本大会に県代表として推薦するチーム数は、中部日本吹奏楽連盟の規定による。

■ その他

第14条 地区大会の出場メンバーと同一メンバーで出場すること。（やむをえずメンバーを変更したい場合は、大会事務局に事前に申し出て、その決定に従う。）

第15条 この規定は理事会の議決により改定することができる。

富山県アンサンブルコンテスト審査規定

富山県学校吹奏楽連盟

- 第1条** この規定は富山県アンサンブルコンテスト実施規定に基づき、審査および判定について定めるものである。
- 第2条** 審査員は演奏を100点満点で評価する。
- 第3条** 審査結果の判定は、理事長、副理事長、代表理事、事務局長からなる判定委員会が行う。
- 第4条** 判定委員会は審査員の評価に基づき部門ごとに金賞・銀賞・銅賞の3段階のグループ分けを行う。
- 第5条** 第4条による結果は審査員の下承を得る。
- 第6条** 審査講評は出演団体に渡す。
- 第7条** この規定は理事会の議決により改定することができる。

富山県アンサンブルコンテスト実施規定の補足

富山県学校吹奏楽連盟

1 第1条補足

各地区より県大会に推薦されるチーム数は、全部門地区大会参加10チームまで3チーム、11～17チームまで4チーム、18～24チームまでは5チーム、以下7チーム増毎に1チーム増とする。ただし、各地区大会において、1団体当たりの出場チームのカウント数は4チームを上限とする。1団体から県大会への推薦チーム数の制限はしない。

2 第5条(1)(2)補足

- ① 単独校（従来どおりの参加形態）
- ② 地域バンド等

任意の個人または団体が組織し、小学生・中学生で構成された団体。

- ③ 合同バンド

部員不足により単独の学校単位で大会に参加できない小学校・中学校が、学校長の許可のもと、編成する団体。

注1 小学生と中学生が合同で参加する場合は、中学生部門に参加すること。

注2 所属地区の違う団体が合同バンドが構成され、当該年度に**富山県吹奏楽コンクール**に参加した場合、その合同バンドのメンバーは、いずれのアンサンブル地区大会にも参加することはできない。ただし、**中部日本吹奏楽コンクール富山県大会**への参加の場合は、その限りではない。

3 第5条1項(3)補足

高等学校の統廃合に関わる場合は、統廃合該当校における合同での出場を認める。合同で出場する場合の団体名は、新しい学校名で出場するものとする。

4 第5条1項(5)補足

コンテストの参加における職場・一般団体の構成メンバーは、原則富山県内に居住、もしくは勤務する者とし、富山県アンサンブルコンテスト実施規定第6条に該当しない限り自由とする。ただし、職業演奏家の参加は認めない。

5 第9条補足

作曲者の死後およそ70年を経っていない大半の作品には著作権が存在する。

編曲の管理は、日本音楽著作権協会ではなく著作権者（作曲者またはその楽譜の出版社）が行っている。使用する自由曲の楽譜がレンタル譜・ライセンス譜、未出版、販売譜のいずれかを確認し、レンタル譜・ライセンス譜、未出版の場合は、演奏許諾書を大会参加申込時に提出しなければならない。

平成 5 年 1 月 5 日 実施

平成10年 4月18日 改定

平成18年 5月20日 改定

平成19年 4月12日 改定

平成21年 5月23日 改定

平成22年 3月21日 改定

平成27年 5月14日 改定

平成29年 3月27日 改定

令和 3 年 3 月 2 5 日 改定

令和 6 年 3 月 2 6 日 改定

令和 7 年 4 月 2 0 日 改定